

# 新上五島町の部活動に係る活動方針

新上五島町教育委員会

## 1 部活動方針策定に当たって

### (1) 部活動の意義

部活動は、スポーツ、文化及び科学等の活動に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問教師の指導の下、学校教育の一環として取り組まれている。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びとして教育的意義が大きいものである。

しかし社会や環境の変化、価値観の多様化等によりさまざまな問題が増え、少子化が進展する中、これまでの部活動運営の維持が困難になってきている。

そこで、生徒が豊かな運動・スポーツ活動や文化及び科学等の活動に触れることができ、かつ望ましい部活動となるよう、その在り方について見直しを図る機会とする。

### (2) 本町の目指す部活動

新上五島町は、教育方針にある「ゆめを持ち、心豊かに、たくましく生き抜く力を育成する教育」をめざしている。学校における部活動においても、このような生徒を育成するとともに、生徒自身が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、運動・スポーツ活動や文化及び科学等の活動を持続可能なものにしていくことをねらいとする。また、各自のニーズに応じた活動を行うことができるよう、その望ましい環境を構築し、生徒や活動内容、学校や地域に応じて最適に実施できるよう部活動を推進する。

## 2 適切な運営のための体制づくり

### (1) 部活動方針の作成等

○新上五島町教育委員会は、国のガイドラインに則り、長崎県教育委員会のガイドラインを踏まえ、「新上五島町の部活動に係る活動方針」を策定する。

○校長は、町の活動方針を踏まえ、毎年度の「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ブログ等で公表する。

○部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成し、校長に提出するとともに、その内容を保護者会等で説明する。

## (2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置する。また、各部活動の内容を把握の上、適宜、指導・是正を行う。
- 校長は、部活動顧問等が適切な運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

## (3) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- 校長は、生徒のニーズに応じて、「競技力・表現力向上志向」、「複数活動志向」、「健康志向」、「レクリエーション志向」等、多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追究するだけでなく生涯にわたりスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう検討する。
- 校長は、部員数の減少により、活動の継続が困難な場合には、他校との合同部活動等の取組を積極的に検討する。

## (4) 保護者・地域との連携

- 校長は、部活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて関係団体との連携や民間事業者の活用、保護者の協力等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、部活動環境の整備を推進する。
- 校長は、学校と地域・保護者が共に教育、部活動の環境の充実を支援するパートナーという考えを持ち、こうした取組を推進するために、保護者の理解と協力を得られるようにする。

# 3 合理的かつ効率的・効果的な部活動の推進

## (1) 適切な指導の実施

- 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（施設・設備の点検や安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動顧問は、生徒が生涯を通じてスポーツ、文化及び科学等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が向上心をもって、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ短時間で効果

が得られる指導を行う。

## (2) 安全管理の徹底

- 部活動顧問は、部活動を安全に行うことができるよう、日々の活動計画を立て、活動場所や用器具の安全確認、健康観察、生徒の心身の状態に即した指導や支援、生徒の見取りなどを行う。
- 部活動顧問は、熱中症の予防と対処法について理解を深め、熱中症指数を測定できる温度計等を活用しながら生徒の安全な活動の確保に努める。
- 暴風雨や落雷等の自然災害に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行われるよう情報の収集に努め、学校の危機管理マニュアル等に則り対応する。

## (3) 体罰・ハラスメントの防止

- 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。
- パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、不適切な言動についても断じて許されない行為である。生徒の人権を侵害する違法な行為であるため根絶を徹底する。

# 4 適切な休養日や活動時間の設定

## (1) 週当たりの休養日の設定

- 週のうち、平日1日及び週休日のどちらか1日の週2日を休養日とする。週休日が大会参加等により活動した場合、翌週に代わりの休養日を設ける。
- 本県独自の毎月第3日曜日「家庭の日」は休養日とする。
- 定期テスト等の前やテスト期間中は、学校の実態に応じて休養日を設ける。
- 当初計画した休養日に、やむを得ず活動する場合は、校長の了承を得た上で生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に休養日を設ける。

## (2) 長期休業中の休養日の設定

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中の休養日に準ずる。
- 夏季休業中や冬季休業中は、生徒が十分な休養を取り、部活動以外の多様な活動ができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 長期の休養期間内に大会参加等によりやむを得ず活動する必要がある場合はその

期間に代わる長期の休養期間を設ける。

### (3) 活動時間の設定

- 合理的でかつ効率的・効果的な活動を計画して行い、生徒の活動時間が長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（週休日や長期休業期間）は3時間程度で活動を終えるようにする。
- 大会参加等により活動時間を超えた場合は、生徒の心身の健康状態等を考慮して、休養日を別に設けたり活動時間を軽減したりする。

## 5 参加する大会・コンクール等の精選

### (1) 公式な大会・コンクールへの参加

- 新上五島町教育委員会は、上位団体の規定の見直しを受け、関係団体と連携し、主催大会の参加資格や運営の在り方を検討する。
- 新上五島町教育委員会は、関係団体と連携し、年間に学校が参加する大会・コンクールの全体像を把握し、参加数の上限の目安を定める。
- 校長は、生徒の参加に係る教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、各部活動が参加する大会・コンクールを精査する。
- 部活動顧問は、大会・コンクール等の参加計画を作成し、保護者が負担する費用や輸送計画等を十分に説明する。

### (2) 準公式な各種大会や合同練習会等への参加

- 部活動顧問は、準公式な各種大会や合同練習会等への参加について、保護者に対して十分な説明を行うとともに、参加計画を作成し校長の了承を得る。
- 校長は、部活動顧問から提出された参加計画と部活動基本方針との整合性を総合的に精査し、参加の承認について判断する。

## 6 終わりに

各学校における効果的な指導を行うに当たっては、本県の運動部活動において通知した「スポーツにおける体罰根絶宣言」を文化部活動の指導にも準用し、その内容を遵守する。また、長崎県及び新上五島町の各協会や各種団体と連携・協力して、本部活動方針の理解を求め、着実な実施を図る。そして、顧問教師の負担軽減を踏まえ、引き続き部活動改革を進めるとともに、地域全体で学校の部活動を支え、または部活動に代わって生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の機会を確保・充実させることができるよう方策を検討する。